

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

②施設名等

名称	あゆみ学園
施設長氏名	丑久保恒行
定員	68名
所在地(都道府県)	埼玉県

③理念・基本方針

様々な理由で家族と暮らせず社会的養護を必要とする子どもは、他のどのような子ども達とも、全く同じ価値ある存在であり、我々の社会が提供できる最上の、家庭的な養育や教育、他の様々な自己実現の機会を当然受けるに相応しい存在です。

私たち職員は、子ども達とその家族をありのままに受け入れたいと思います。

そして、私たちの大切な未来である子どもたちを慈しみ育て、子ども達及び家族支援主体のサービスが提供できる、真の社会的児童養護の専門家を目指していきます。

④施設の特徴的な取組

【人的サービス面】 <ul style="list-style-type: none">・職員の資質向上と研修体系の構築・後継者の育成、給与制度の改善
【設備・環境面】 <ul style="list-style-type: none">・施設改築構想計画のための費用捻出

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2016/5/6
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2016/8/1
受審回数	1回
前回の受審時期	平成25年度

⑥総評

【特に評価が高い点】 <p>① 近隣の方からは野菜の御裾分けをもらい、施設からは駐車場内に地域のごみ集積場を設置するなど地域との交流が自然に展開しています。後援会をはじめとする協賛、子どもの進路や就労への協力など長年に渡り地域福祉に尽力してきた賜物であり、一朝一夕に築かれるものでないことが理解できます。</p> <p>② 子どもたちが自由に意見交換できる場として「話そう会」が開催されており、行事やキャンプ等を通して互いに協力しあうことを自然に学べるよう機会の提供も行われています。継続して行われている子どもの自立を促す取り組みは、ユニット化により更に他者の立場を尊重できるようになったことを自認しています。小規模化を通して更に子どもたちが安全・安心に暮らせるための環境整備に取り組んでいます。</p> <p>③ 行事予定や職務分掌にとどまらず、現状分析、課題抽出、各業務の方針が示された年度の事業計画は、現状と中長期の双方が視野に入れられた内容となっています。施設としてハード面、ソフト面の課題を抽出、把握していることが理解でき、改善と実現に向け着実な進捗にて取り組んでいます。また課題である人材育成に対しても指針と研修体系が定められており、施設の人材育成に対する考え方、求められる専門性、5段階のレベル、7つの領域が示され、具体的な育成イメージが構築されています。</p>
--

【改善を求められる点】

<p>① 人材の発掘・育成を業界全体および施設の最大の課題として挙げており、短期・長期における改善を具体的に捉えています。特に人材の定着に対しては危機感を抱いており、今後さらに進める小規模化と家庭的支援の実践には欠かすことのできない課題として認識しています。</p> <p>② 今年度より領域とレベルを考慮した一人ひとりの外部・内部研修計画の策定にとりかかっており、知識の研鑽がなされるよう取り組んでいます。ただ受講しただけでは、身につくものではなく、職員自身の意識を高め、実践に活かされるよう意識的に取り組む意向を持っています。また現場で相談できる上司や先輩の重要性を意識しており、職員の日々の言動や勤務姿勢に心と気を配れるスーパーバイザーの必要性も認識しています。</p> <p>③ 記録や情報など文書については、適切な管理を実施し、適性に保管するよう取り組んでいます。データのネットワーク化を課題として取り上げており、更に安全・安心な情報管理となることが期待されます。</p>

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

入所児童の安心・安全の確保、そして、望ましい教育の支援を続けてゆくには、適正な職員の確保が必要です。当園は、小規模化・ユニット化の進行から、これまで以上に職員を増加させねばなりません。良き人材の育成、人材定着に関して、更なる努力を傾注していくことが喫緊の課題です。加えて、積み上げてきた個人情報を実際に管理していくことも望まれています。今後も山積する課題に挑戦し続け、埼玉の児童福祉の進展につなげてゆきたいと考えます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
子どもたちへの受容の精神、家庭的養育の実践を謳った理念はホームページ、年度の事業計画に記載されており、年度初めの職員会議での説明、新入職員へのオリエンテーションを通して周知に努めている。ホームページは改定が図られており、誰にでもわかりやすいよう、施設の理解が深まる内容になっている。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
施設長をはじめ基幹職員は、各種連絡会・団体への参画・協力を通して交流を深めており、そこから多くの情報を得るよう取り組んでいる。得た情報は職員会議等を通して速やかに、正確に伝え、福祉に関する情報にとどまらず社会全体の動向を職員に考えてもらえるよう、広くかつわかりやすい伝達となるよう努めている。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
人材の発掘・育成を業界全体および施設の最大の課題として挙げており、短期・長期における改善を具体的に捉えている。特に人材の定着に対しては危機感を抱いており、今後さらに進める小規模化と家庭的支援の実践には欠かすことのできない課題として認識している。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
施設が向かう方向については「展望と将来像」として事業計画に明記がなされており、将来像の具現化、具体的支援の方向性が示されている。また小規模化・地域分散化に伴う改修についてもプランが描かれており、最善の方策となるよう社会動向や建築資材の高騰等を踏まえて検討が継続されている。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
行事予定や職務分掌にとどまらず、現状分析、課題抽出、各業務の方針が示された年度の事業計画は、現状と中長期の双方が視野に入れられた内容となっている。言葉の一つひとつに子どもたちの養育に対する使命感を感じることができ、職員全体の目標となるよう思いが込められ策定されている。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
社会情勢や施設を取り巻く環境を加味し、管理職間の検討を通して策定されている。事業計画は、「子どもの最善の利益を求めて」とサブタイトルが題されており、年度初めの職員会議において説明がなされている。毎年度の事業計画はファイルに綴じられ振り返ることができるよう整備されている。	
② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
子どもたちにはホームごとに行事や体制について説明がなされている。またホームページは「イベント・行事」を紹介するページが設定されており、スマートフォンでも閲覧できるなど保護者が随時確認できるよう配慮されている。	

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
社会的養護施設第三者評価の積極的な受審、毎年度の自己評価、関係機関によるサポートなどを活用し、養育・支援の振り返りに努めている。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
施設としてハード面・ソフト面の課題を抽出、把握しており、改善と実現に向け着実な進捗にて取り組んでいる。施設を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、問題提起できる職員の醸成を目指し、人材育成に努めている。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
事業計画には、職務分掌、担当、委員会が明記され、外部に表明がなされている。また防火管理組織についても担当および検査係が明示されている。施設長は、全体を力強く牽引するとともに職員をやわらかくフォローする一面を持ち合わせており、高い倫理観をもって長年に渡り施設運営に資している。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
権利擁護、個人情報保護等運営に必要な法令については、施設全体で遵守するよう指導に努めており、就業規則等諸規程が整備されている。また築かれたネットワークにより収集した情報や事例は職員会議にて速やかに報告し、適切な養育が実践されるよう取り組んでいる。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は中長期にわたるビジョンと短期の課題を捉え、具体的な取り組みをもって運営にあたっている。多忙な中においても子どもたちとの接点を長く持とうと努めており、職員はその姿を見つめている。子どもへの最善の支援に対しては口を酸っぱくし、何度も繰り返し指導に努めている。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
必要な費用と削減できる費用とを切り分け、メリハリをもって・ホームごとに改善に取り組んでいる。設備の修繕等の使用業者については既存の慣習にとらわれず工夫をもって選定しており、費用削減に努めている。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
人材育成のための指針と研修体系について案がしたためられており、施設の人材育成に対する考え方、求められる専門性が明示されている。また5段階のレベル、7つの領域が示され、具体的育成イメージが構築されている。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
職員に対しては、人間性と専門性を磨くことを目標として定めており、日々の指導や研修参加等を通して育成にあたっている。手当の支給を決定するなど職員の日頃の貢献に対して報いるよう取り組んでいる。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
職員の退職・養育の複雑化等により職員への負担が増える中、各ユニット内での工夫と協力に取り組んでいる。切迫した業務が常に控えている中で時間外労働の削減や有給休暇の取得奨励などに取り組み、柔軟な姿勢と勤務体制、職員の協力により子どもたちの安心・安全な生活を支えている。		

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
今年度より領域とレベルを考慮した一人ひとりの外部・内部研修計画の策定にとりかかっている。外部研修については、経験や過去の受講歴を考慮して派遣しており、知識の研鑽がなされるよう取り組んでいる。研修についてはただ受講しただけでは、身につくものではなく、職員自身の意識を高め、実践に活かされていくよう指導にあたっている。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
人材育成のための指針と研修体系が策定されている。その中で「人材育成の流れ」が具体的に明示され、グラフ化されている。新入職員から中堅職員に至る際のバーンアウトが意識されており、スーパーバイズの充実とともに目標が明確化されている。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
外部研修参加による「高い専門性・知識の獲得」における有用性を認識しているものの、それだけでは養育の実践に活かされないことを自認している。現場で相談できる上司や先輩の重要性を意識しており、研修とあわせて職員の日々の言動や勤務姿勢に心と気を配れるスーパーバイザーの養成にもあわせて取り組んでいる。		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
「施設実習の進め方」と題したマニュアルが策定されており、実習の意義、オリエンテーションに始まり、注意事項や指導内容が記載されている。社会人としても成長できることを意識し指導にあたっている。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
理念・沿革に始まり子どもたちの生活を紹介したホームページが策定されており、定期で発行する機関紙と施設の運営に対する周知を図っている。地域への情報公開に注力するとともに写真の掲載等子どもの情報漏えいに対して配慮に努めている。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
取引等の注意事項については経理規程が定められており、適切な運用がなされるよう責任者の管理のもと進められている。会計基準の改定等についても専門家の指導を受けながら随時対応するよう取り組んでいる。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
近隣の方とは野菜を御裾分けしてもらったり、伝統芸能を教えてもらったりと日常的な交流がなされている。地域のたくさんの方々の協力と参加により学園祭が盛大に開催されている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア担当職員を配置し、学習、イベントなどでの協力を得ている。また自然豊かな環境に囲まれていることから田植えやジャガイモ堀りなど貴重な体験をすることも可能となっている。今後は美化活動への協力も仰ぐ希望を持っている。	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
小学校とは定期で連絡会を開催し、情報共有をはじめ協調した取り組みがなされている。行政、近隣の大学、社会福祉協議会、社会福祉施設等関係機関とは連絡を密にし、連携した活動により地域に資するよう努めている。	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
施設の駐車場内には地域のごみ集積場を設置しており、地域の方々に役立つ活動を展開している。また挨拶に始まり日常的に交流する場ともなっている。備蓄の整備にも注力しており、万一の事態には地域の方々に協力する意向をもっている。	
② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
ショートステイ・トワイライトステイについて受託をするなど地域に資する活動がなされている。施設が持つ専門性を活かし、アドバイスをしたり、相談を受けたりと地域への更なる貢献が期待される。	

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
理念・基本方針・倫理綱領の明示、子どもの権利擁護ガイドラインの策定を通して職員へ指導と周知に努めている。特に懲戒権の乱用については具体的事項を掲載し、職員に徹底するとともに子どもたちを尊重した養育がなされるよう日々の支援に取り組んでいる。	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
個人情報保護規程が策定されており、機関紙やホームページへの写真掲載についても配慮がなされている。不適切な事案が発生した場合の対処方法についても子どもの権利擁護ガイドラインに掲載し、処遇技術の向上に対して指導に努めている。	

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
入所時における保護者や子どもたちへの説明は、一人ひとりの事情や状況が違うことから統一したツールを定めず、アセスメントを経て随時対応するよう配慮に努めている。わかりやすいホームページの策定、機関紙やパンフレットの配布を通して、より施設への理解が深まるよう取り組んでいる。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
個人情報の取り扱いについては、入所時に同意書をもらうなど配慮に努めている。改訂したホームページは保護者への説明用のツールとして効力を発揮していることを自認している。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
措置変更時には移行先に注意事項等を伝えるなど継続性に配慮するよう努めている。退所した児童については、担当者や在籍の長い職員が窓口となりいつでも相談にのることができるよう努めている。		

(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
子どもたちが自由に意見交換できる場として「話そう会」が開催されている。子どもたちが関心に意見を言い合えるよう雰囲気づくりに努めており、ホームでのルールづくりなどが話し合われている。また意見が通らない場合も子どもたちが納得できるよう、理由をわかりやすく説明するよう取り組んでいる。		

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
苦情解決の申し出先、苦情解決第三者委員等の仕組みは見やすい場所に掲示しており、周知に努めている。意見箱を設置し、いつでも誰でも意見を言えるよう体制も整えている。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
子どもが意見を述べるための「話そう会」の設置のほか、個別の外出時などを利用して意見や要望を聞くよう取り組んでいる。保護者からの電話に対しても丁寧な言葉遣いや共感的話法をもって接するよう職員への指導に努めている。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
子どもたちからの相談や要望にとどまらず、職員から見て気づいた登下校時の注意事項や交通安全については全体ではなく学年やホームごとに集まり、指導が行き渡るよう努めている。		

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
事故トラブル報告書を設置し、ヒヤリハットとあわせて防止・予防に取り組んでいる。また近年増えつつある携帯電話を使用しているトラブルや事故についても注意喚起に努めており、子どもたちの安全・安心を願い施設全体として取り組んでいる。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
インフルエンザ等の感染症については対策を講じており、万一感染した場合はリスクと職員状況を鑑みて対応にあたるよう備えている。また子どもたちに対しても手洗いやうがいの励行を通して予防の指導に取り組んでいる。	
③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
防災マニュアルを設置しており、毎月1回の避難訓練が火災・地震想定を中心に行われている。備蓄や備品の整備も進めており、災害時には地域へ協力する意向を示している。	

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
年度の事業計画における記録や勤務体制、人材育成のための指針、ファミリーソーシャルガイドブック、子どもの権利擁護ガイドライン、防災マニュアル、個人情報保護規程等々、標準的な実施方法が文書化されている。職員には入職時に配布し、周知に努めている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
新入職員に対しては、各種マニュアルや規程ではわかりづらい箇所や注意事項について主任会議で話し合い、文書化したものを手渡すなど工夫した取り組みがなされている。規程については法改正等にも随時対応し、改訂が進められている。	

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
子どもたちからは、日常生活の中で自然な形でアセスメントをし、意見や希望を踏まえ、自立計画案が策定されている。管理職による検証を経て計画が決定し、職員に対してはその過程の中で養育への考え方や意味、記載方法などを指導しており、職員育成の機会としても活用されている。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
年度の中途において自立支援計画の見直しを実施している。ホームごとに計画の確認をし、緊急を要する場合は都度の変更にも対応するよう努めている。	

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。

a

児童育成記録、引き継ぎ簿、日誌に子どもたちの生活と成長の記録が収められている。記録には職員の思いが表れており、子どもへの慈しみや温かさを感じることができる。書き方や注意事項については職員個別に指示をし、適正な記録となるよう指導に努めている。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

記録や情報など文書については、適切な管理を実施し、適性に保管するよう取り組んでいる。またデータについてもウィルスソフトを利用するなど漏洩することがないように対策を講じている。データのネットワーク化を課題として取り上げており、更に安全・安心な情報管理となることが期待される。

内容評価基準（41項目） A－1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
子どもの権利擁護ガイドラインとして「職員の姿勢」を明示しており、職員共通の理解となるよう取り組んでいる。若い職員が相談しやすいよう日常より声をかけながら適切な処遇を実践できるよう努めている。		
②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
出生・生い立ち・家族については子ども一人ひとりの状況等を勘案し、関係機関と連携して慎重な対応に努めている。折を見て・伝え方を工夫するなど配慮とフォローをもって行うよう取り組んでいる。		

(2) 権利についての説明		
①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
権利ノートの配布と説明についてはホームごとに行っており、正しい理解となるよう努めている。子どもに対して強じんな精神をもって適切な指導ができる職員の育成に努めており、子どもの健やかな成長を見守る人材の醸成に取り組んでいる。		

(3) 他者の尊重		
①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかみや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
外出行事やキャンプ等を通して互いに協力しあうことを自然に学べるよう機会の提供を行っている。ユニット化により他者の立場を尊重できるようになったことを自認しており、小規模化を通して更にも子どもたちが安全・安心に暮らせるための環境整備に取り組む意向をもっている。		

(4) 被措置児童等虐待対応		
①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
子どもの権利擁護ガイドラインには懲戒権の乱用について記載しており、体罰や不適切な対応がないよう指導をしている。倫理要項・就業規則等への記載をし、あってはならない行為の撲滅に対して施設全体で取り組んでいる。		
②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切なかかわりについては対応をフローチャートして図示している。また子どもへの聞き取り対応についても具体的例示をもって示している。自己点検表等の活用により防止と対策に努めている。		
③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
問題発見・緊急時の対応についてはフローチャートを示している。権利擁護ガイドラインにおいて、「対岸の火事として理解することなく、専門職としての自覚をもち、子どもたちとの関わりの中で最善を尽くす」ことを掲げており、その実践に努めている。		

(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
宗教やそれに伴う食事への配慮はできうる限り対応するよう努めている。保護者の意向と子どもの生活とのバランスを考慮しながら適切な支援となるよう取り組んでいる。		

(6) こどもの意向や主体性への配慮	
① A9 こどものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
入所前の事前聞き取りから、入所初日には好きな食事を用意したり、学校を見に行ったりと温かく迎え、こどもの不安を少しでも和らげるよう努めている。「最初が肝要」であることを認識しており、特に配慮しながら子どもたちの生活のスタートを見守っている。	
② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、こどもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
ホームごとにルールを定めているものの、極端な違いが生じないように管理職により全体の把握がなされている。テレビの鑑賞、外出、テレビゲームなど子どもたちが約束を守り、共同生活を営めるよう指導にあたっている。子どもたちによる「話そう会」では子どもが主体となり意見交換がなされている。	

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
小学生に対しては、スポーツ少年団や伝統芸能など子どもたちの意思を尊重しながら参加し、様々な体験を積めるよう支援に努めている。中高生に対しては、部活動への積極的参加を奨励しており、支援体制を整備している。	
② A12 こどもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
お小遣い帳をつけ、金銭感覚や経済観念が身につくよう日常より支援に努めている。改築の際には親子訓練室等を設置し、自立プログラムを実施する希望をもっている。	

(8) 継続性とアフターケア	
① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
ガイドラインの設置、記録と台帳の整備等アフターケア担当を中心に支援に取り組んでいる。退所後もつながりを大事にし、行事への招待、同窓会への参加等々を通じて退所児童を後援していく意向を示している。	
② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
子どもたち一人ひとりのケースを考慮して適切な支援となるよう取り組んでいる。進学した児童が過ごすことができる住居を設置するなど退所後の支援に対しても尽力している。	
③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
台帳を整備し、退所後の連絡先の把握に努めている。学園祭への招待をはじめ退所後も集まることのできる機会の提供やネットワークを利用しての連絡などいつでも門戸が開かれていることを表明している。	

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		
①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
生育歴を知り、子どもたちを包み込むように支援できるよう取り組んでいる。日常的に感情的に接しないよう指導しており、子どもたちが安全・安心に暮らせるよう養育に努めている。本評価に伴う児童へのアンケートでは子どもたちが職員に対して信頼を寄せている回答が多数寄せられている。		
②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
新しいホームの増設、ユニット化の進捗により室内のスペース確保等環境整備が実現している。その結果子どもたち同士のトラブルが減少したことを自認している。職員負担の増加が感じられるものの、新しいホームでは保育室の場所に配慮するなど工夫がなされている。		
③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
子どもたちが守らなければいけないルールについてはなるべく少なくし、子どもたちの自主性を重んじた養育を実践できるよう努めている。職員の勤務は子どもたちの生活リズムに配慮した体制となっており、子どもたちが失敗を通して多くの経験を積めるよう見守る養育支援に取り組んでいる。		
④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
スポーツ機器を庭に設置するなど子どもたちが活発に遊ぶことができる充実した環境が整えられている。また寄付等による図書が管理棟および各ホームに置かれている。充実した図書から地域との親交、長い歴史を感じることができる。		
⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
子どもたちが守らなければいけないルールは最小限にとどめ、各ホームの自治を尊重した支援を展開している。家事・育児・躾を自覚的に行い、子どもの健全育成のため安定した生活を積み重ねていくことの大事さを説いている。感動のない大人の感覚を押し付けることなく、子どもたちと共に伝え合う養育の実践に取り組んでいる。		
(2) 食生活		
①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
地域小規模施設では、職員の全調理による食事が提供されており、家庭的養育が実践されている。本園においては、厨房による一括調理が行われているものの、誕生会・おやつ・夜食など機会を利用して子どもたちと一緒に楽しむ場面を大切にするよう取り組んでいる。		
②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
子どもたちの嗜好については、給食会議等を通して話し合いに努めており、メニューの改定等子どもたちの意向に沿った食事提供に取り組んでいる。アレルギーを持つ子どもに対しても治療や食事への配慮に努め、適切な支援が図られるよう対処に努めている。		
③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
子どもの偏食に対しては無理強いすることなく、徐々に改善できるよう見守りながら支援に努めている。また外食や食事会開催の際は食事マナーを学ぶ機会としても捉えている。栄養士・調理師からは夏期を中心に食中毒への注意喚起がなされており、消毒等子どもたちと一緒に配慮するよう努めている。		

(3) 衣生活	
① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
高齡児については自分の好みで購入できるようにし、低年齢児についても一緒に購入に出かけたり、好みを反映したものを職員が購入したりとそれぞれに楽しめるよう取り組んでいる。また衣替えの季節には美化活動の促進とあわせた活動をするなど工夫した取り組みもなされている。	

(4) 住生活	
① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
環境美化・環境整備として職員に業務分掌をしており、園内の美化・衛生・保守に取り組んでいる。清潔・整頓された園内からは、適切な環境が健全な子どもたちの育成に繋がることを理解することができる。園内の飾りつけに対して心配りをし、ときに遊び心をもって取り組める職員の醸成に努めている。	
② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
新たに2ホームを設置するなど小規模化を着実に進捗させている。スペースの確保と細やかな養育支援により子ども同士のトラブルの減少を感じており、その成果を確認している。高齡児の個室提供も増加しており、それに伴う職員の機転や配慮についてもポイントを絞りながら指導にあたっている。	

(5) 健康と安全	
① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
理美容の促し、水回りの衛生管理、手洗い励行による感染症対策等々子どもたちのみだしなや清潔な生活の維持に対して施設全体で取り組んでいる。子どもたちの自転車については、保守管理に対して担当者を配備し、交通安全教育ととともに適切な使用となるよう努めている。	
② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
長い活動・運営から地域の医療機関との関係が構築されており、協力を仰ぎ、連携しながら子どもたちの健康維持・管理に取り組んでいる。子どもたちの健康や様子については記録され、発育・発達の管理に役立てられている。	

(6) 性に関する教育	
① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
性教育委員会を設置し、性の問題を「生」の課題として捉え、施設全体として取り組んでいる。子どもたちの性の知識の啓発のとどまらず、心の教育として実施できるよう努めている。また子どもたちの意見表明の場である「こころの会」内でも性教育が実施されており、検証と反省をもって指導にあたっている。	

(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
シャンプーや柔軟剤など子どもの趣向を反映し、個人の意思を尊重した所有を支援している。また居室への立ち入りや立ち入り禁止場所についてはプライバシーへの配慮等の指導がなされている。後片付けや居室の整頓についても工夫をもって取り組んでいる。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようになっている。	a
ホームごとにデジタルカメラを所有し、子どもたちの成長の記録を収めている。いつでも見られるよう手元に置き、退所する際には手渡し、成長の過程を振り返ることができるよう努めている。また写真プリントの経費が削減できるよう工夫した取り組みもなされている。		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
子どもの暴力・不適応行動については、注意事項や対応を定めており、怒りの内在化、言語化の促しなど誠実な姿勢を精一杯伝えていくことを指導している。また職員間の連携、カテゴライズしてのケース検討なども協議されている。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
子ども同士のトラブルについては、日常より子どもの集団に対する雰囲気を読みとる眼差しが大切であり、トラブルを未然に防ぐ最大の抑止力になることを表明している。不登校に対しては少しでも登校できるよう繰り返しの指導と子どもに徹底的に付き合う支援に努めている。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性のある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
強引な引き取りに対しては窓口の一本化、関係機関との連携を通して対応に取り組んでいる。また照明や防犯機器の設置等、ハード面においても対応するよう努めている。		

(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理士室運営指針を事業計画内で策定し、3名の心理士の配置・心理棟の設置など体制が整えられている。心理士は日常より意識的に子どもたちと接する機会を増やすよう取り組んでおり、食事を一緒に摂るなど生活の場面に入るよう努めている。また報告書の作成、心理アセスメントの実施、カンファレンスへの参加を通して職員と連携した支援に取り組んでいる。		

(10) 学習・進学支援、進路支援等	
① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
学習ボランティアの協力、学習担当職員の配置、学習機の設置など学習環境と子どもの学習意欲醸成に取り組んでいる。学校とは定期的連絡会を実施しており、連携して子どもたちの基礎学力向上を支援している。毎日学習することの大事さを説いており、本評価に伴う訪問調査時も帰宅後すぐに宿題にとりかかる姿が見られた。	
② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
退所児童の進学支援のための施設を有しておりフォローアップを含め継続した支援を実施している。子どもたちの自立を考慮した進路を選択できるよう話し合いをしながら適切な支援に努めている。	
③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
地域の企業とは長い親睦・後援関係から職場体験やアルバイトの受け入れ等協力を得ている。職員も相談にのりながら社会経験を醸成できるよう一緒に取り組んでいる。普通自動車免許をはじめ、取得できる資格については奨励に努めている。	

(11) 施設と家族との信頼関係づくり	
① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
ファミリーソーシャルガイドラインを設置し、施設の方針を明示している。入所前～入所時、入所中、退所時から退所後と時系列での注意事項と方針が定められており、家族再統合に対して児童養護施設がどのような役割を果たしていくかについて具体的支援を掲載し、職員への指導書としている。	

(12) 親子関係の再構築支援	
① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
家庭支援専門相談員を配置し、家庭への援助と家庭復帰への支援体制を構築している。親子生活訓練室を設置していないものの、面談や家族関係調整のための工夫した取り組みを通して支援に努めている。施設整備の際には親子訓練室の設置も視野に入れられている。	

(13) スーパービジョン体制	
① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
施設長をはじめとする管理職の指導体制が構築されており、職員からの相談や援助に取り組んでいる。専門性を伴った職員の育成に努めており、支援技術の向上に努めている。	